

(19)日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11)特許出願公開番号

特開平6-153876

(43)公開日 平成6年(1994)6月3日

(51)Int.Cl. ⁵	識別記号	庁内整理番号	F I	技術表示箇所
A 2 3 L 2/00		F		
2/38		C		
A 6 1 K 35/78	A B F B	7167-4C		

審査請求 有 請求項の数1(全 2 頁)

(21)出願番号 特願平4-354363

(22)出願日 平成4年(1992)11月27日

(71)出願人 593011586

大塚 武彦

岐阜県中津川市駒場1151-1

(72)発明者 大塚 武彦

岐阜県中津川市駒場1151-1

(74)代理人 弁理士 橋山 鉦一

(54)【発明の名称】 花粉症の治療に有効な清涼飲料水の製造方法

(57)【要約】

【目的】 市販の清涼飲料水を原料液とし、この液に杉の花のエキスを混入することにより飲料水としての味を味わいつつ、花粉症の治療を図ることにある。

【構成】 霊芝エキス、リンゴ酢、米酢、ハチミツ、果糖、酸味料、リンゴ果汁、海藻エキス、甘味料、ハーブエキス、クロレラエキス、ローヤルゼリー、ニンニクエキス、朝鮮人参エキス等よりなる清涼飲料水に、杉の花から抽出した杉の花のエキスを混ぜ合せることを特徴とした、花粉症の治療に有効な清涼飲料水の製造方法。

1

【特許請求の範囲】

【請求項1】 霊芝エキス、リンゴ酢、米酢、ハチミツ、果糖、酸味料、リンゴ果汁、海藻エキス、甘味料、ハーブエキス、クロレラエキス、ローヤルゼリー、ニンニクエキス、朝鮮人参エキス等よりなる市販の清涼飲料水に、杉の花の部分から抽出した杉の花のエキスを混ぜ合わせて製造したことを特徴とする、花粉症の治療に有効な清涼飲料水の製造方法。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【産業上の利用分野】本発明は霊芝エキス、リンゴ酢、米酢、ハチミツ、果糖、酸味料、リンゴ果汁、海藻エキス、甘味料、ハーブエキス、クロレラエキス、ローヤルゼリー、ニンニクエキス、朝鮮人参エキス等よりなる市販の清涼飲料水を原料水とし、この原料水に杉の花の部分から抽出した杉の花のエキスを混入して製造することを特徴とした、清涼飲料水の製造方法に関するものである。

【0002】

【従来の技術】従来、霊芝エキス、リンゴ酢、米酢、ハチミツ、果糖、酸味料、リンゴ果汁、海藻エキス、甘味料、ハーブエキス、クロレラエキス、ローヤルゼリー、ニンニクエキス、朝鮮人参エキス等よりなる市販の清涼飲料水は、多少の差異はあったとしても健康飲料水として市場に繁乱し出廻っている状態であるが、何れも之を使用することによって一時的に涼味を味わう程度に過ぎない飲料水であった。

【0003】

【発明が解決しようとする課題】本発明は之等の市販の清涼飲料水を構成している霊芝エキス、リンゴ酢、米酢、ハチミツ、果糖、酸味料、リンゴ果汁、海藻エキス、甘味料、ハーブエキス、クロレラエキス、ローヤルゼリー、ニンニクエキス、朝鮮人参エキス等を原料液として利用し、この原料液中に杉の花の部分から抽出した杉の花のエキスを混ぜ合わせるにより、上記原料液を単に清涼飲料としてのみ使用するのではなく花粉症の治療効果をも発揮させるようにしたものである。

【0004】

【課題を解決するための手段】即ち、霊芝エキス、リンゴ酢、米酢、ハチミツ、果糖、酸味料、リンゴ果汁、海藻エキス、甘味料、ハーブエキス、クロレラエキス、ロ*

2

*ーヤルゼリー、ニンニクエキス、朝鮮人参エキス等よりなる市販の清涼飲料水に、杉の花の部分から抽出した杉の花のエキスを混合して製造する様にしたものである。

【0005】

【作用】本発明に係る花粉症の治療に有効な清涼飲料水の製造方法は、上記の様に霊芝エキス、リンゴ酢、米酢、ハチミツ、果糖、酸味料、リンゴ果汁、海藻エキス、甘味料、ハーブエキス、クロレラエキス、ローヤルゼリー、ニンニクエキス、朝鮮人参エキス等よりなる市販の清涼飲料水を原料液とし、之に杉の花のエキスを混ぜ合わせて製造するものであるから、製品としての清涼飲料水は一般清涼飲料水と同じく、之を使用することにより涼味を味わいつつ花粉症をも治療することが出来るから、清涼飲料水として大きな効果を発揮することが出来るものである。

【0006】

【実施例】本発明に係る花粉症の治療に役立つ清涼飲料水の製造方法の一実施例を説明すれば下記の通りである。

【0007】先ず、上記市販の清涼飲料水1.8リットルに、2月下旬から3月下旬の杉の花を切り取って5cmに切断したものを120gを約1ヶ月間滲漬して、杉の花のエキスと混ぜ合わせてから、この杉の花のエキスを含む液を水で7倍から10倍位に薄めて、1日コップ1乃至2杯位継続して飲用するときは、翌年の杉の花の花粉が発生する頃には花粉症は治療されるものである。

【0008】

【発明の効果】本発明は上記の様に市販の清涼飲料水を原料水とし、この原料水の適量に2月から3月下旬頃に採取した杉の花から抽出したエキスの適量を混ぜ合せた清涼飲料水で、之を1日にコップ1杯乃至2杯を継続して飲用すれば、1年後の2月乃至3月頃には花粉症が再発することなく治療されることが、この清涼飲料水を使用した数多くの人からの効能からも立証されている。

【0009】一例を示せば下記の通りである。或る40歳になる女性は6年間も花粉症に苦しめられていたが、平成3年11月頃から本発明に係る清涼飲料水を1日コップに1杯乃至2杯継続して飲用したところ、平成4年には一度も病院へ行くことなく全治したとのことである。

40